

「みんなしってる?ビブリアバトル in いなみ」バトラー(紹介者)募集

今年も小学生限定でバトラー(本の紹介者)を募集します。

本を通したコミュニケーションを楽しみに、ぜひご参加ください。観覧は自由です。

と き 2月26日(土) 14:00~16:00(予定)

と ころ いなみ文化の森
ふれあい交流館 2階ホール

対 象 バトラー(紹介者)小学3~6年生
※グループでの参加も可

募集期間 1月16日(日)まで

申込方法 申込用紙に必要事項を記入のうえ、図書館窓口へお申し込みください。

町内小学校の児童の皆さんは、学校の先生に提出してください。

問 合 先 稲美町立図書館 ☎492-7800

いなみ野体育センター

スポーツ教室参加者募集

教室名	健康運動教室	ぶらっと! シェイプアップ教室
対 象	おおむね30歳以上 (運動初心者向け)	18歳から50歳くらいまで (運動初中級者向け)
と き	1月19、26日 2月2、9、16日 3月2、9、16日 (いずれも水曜日) 13:30~14:45	1月20、27日 2月3、10、17、24日 3月3、10日 (いずれも木曜日) 9:30~10:45 ※初回・最終回は9:15~10:45
と ころ	いなみ野体育センター	
回 数	8回	
参 加 費	1,600円	2,000円
定 員	20人	15人
内 容	ストレッチ バランストレーニング 筋力トレーニング リズム体操 姿勢改善 など	体組成測定 筋力・体幹トレーニング サーキットトレーニング 姿勢改善 など
申込開始日	1月6日(木)から体育センター窓口または電話でお申し込みください。 ※定員になり次第受付を終了します。 ※電話受付は仮申し込みとなりますので、第1回開催日の3日前までに窓口で参加費をお支払いください。	

問 合 先 いなみ野体育センター ☎492-1479



第3次稲美町男女共同参画プラン(案)の意見募集のお知らせ

町では、令和4年度を初年度とする新たな男女共同参画プランの策定作業を進めています。現在、策定委員会において協議を実施しており、このたび案がまとまりましたので、住民の皆さんのご意見を募集します。提出いただいたご意見は、プラン策定に活用するとともに、後日公表します。

募集期間 12月27日(月)~1月25日(火)

プラン(案)の閲覧方法

- ・町ホームページ
- ・情報公開コーナー(新館1階ロビー)
- ・人権教育課窓口(本館2階)

意見の提出方法

人権教育課窓口へ備え付け、または町ホームページに掲載している所定の用紙に意見を記入し、持参、郵送、FAXまたはメールにて人権教育課まで提出してください。

提出・問合先

人権教育課 人権教育係 ☎492-2550 FAX 492-6962
Eメール zinken@town.hyogo-inami.lg.jp

稲美町工場立地法地域準則条例の骨子(案)の意見募集のお知らせ

町では、大規模な工場敷地内の緑地面積率等の制限を緩和する「稲美町工場立地法地域準則条例」の制定を検討しています。

条例制定に向けて広く意見を募るため、パブリックコメント(意見公募)を実施します。

提出いただいたご意見は、条例制定に活用するとともに、後日公表します。

募集期間 1月11日(火)~2月10日(木)

条例の骨子(案)の閲覧方法

- ・町ホームページ
- ・情報発信コーナー(新館1階ロビー)
- ・産業課窓口(本館1階)

意見の提出方法

産業課窓口へ備え付け、または町ホームページに掲載している所定の用紙に意見を記入し、持参、郵送、FAXまたはメールにて産業課まで提出してください。

提出・問合先

産業課 商工労働係 ☎492-9141 FAX 492-7792
Eメール sangyo@town.hyogo-inami.lg.jp

税理士による確定申告期の無料税務相談

確定申告、消費税申告などの提出書類に関する税務相談に無料で応じます。お気軽にご相談ください。

詳しい内容は、近畿税理士会加古川支部のホームページをご覧ください。

対 象 一般納税者で税理士または税理士法人の関与がないもの

と き 2月8日(火)、9日(水)
9:30~12:00、13:00~16:00

と ころ 加古川納税協会 2階 会議室

予約開始日 1月7日(金) [先着順]

予約方法 近畿税理士会加古川支部ホームページ(<https://kz-kakogawa.com>)から予約してください(完全予約制)。



▲近畿税理士会加古川支部ホームページ

問 合 先 近畿税理士会 加古川支部 ☎421-1144

兵庫県と県内すべての市町は住民税の特別徴収を徹底しています 従業員の個人住民税は、特別徴収で納めましょう!

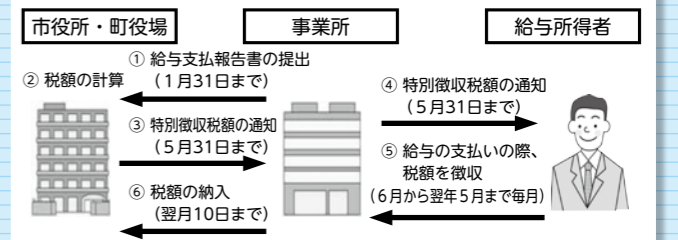
特別徴収とは、従業員の給与から個人住民税を差し引きし、事業主が従業員に代わって、毎月、市町に納入するものです。

この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行うすべての事業主(給与支払者)に義務づけられています。

特別徴収が不要なケースは法令で定められており、例えば、事業主の希望に応じて特別徴収を「行う」「行わない」を決めるといったことはできません。

県と県内の全市町が特別徴収を徹底しています。ご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の方法による納税のしくみ



問合先 税務課 住民税係 ☎492-9132

加古川税務署からのお知らせ

申告書作成会場は「ニッケパークタウン」です!

※加古川税務署には申告書作成会場を設けておりません。

開設期間 2月16日(水)~3月15日(火)
(土・日曜日、祝日を除く)

ただし、2月20日(日)と2月27日(日)は開設していません。

受付時間 9:00~16:00

と ころ ニッケパークタウン本館
1階センタープラザ



※会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、LINEを利用するオンラインでの事前発行分と会場入口での当日発行分があります。入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

※申告書作成会場の入口では、検温を実施します。体調不良の方は入場をお断りする場合があります。

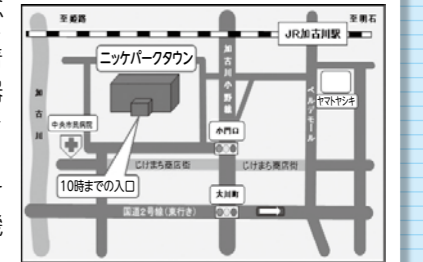
○申告書作成会場では、ご自身のスマートフォンでの申告書の作成・送信を推進しています。

○申告書作成会場で申告される場合は、①前年の申告書の控え、②確定申告のお知らせ(はがき)、③マイナンバーカードまたはID・パスワード方式の届出完了通知(お持ちの人)をご持参ください。

○新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止などのため、マスクを必ず着用し、筆記用具や計算器具などはご自身のものをお持ちください。

○会場では納税はできませんので、お近くの金融機関をご利用ください。

会場案内図



確定申告は、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止等の観点から、ぜひご自宅からの申告(e-Taxまたは郵送)にご協力をお願いします。

●申告書などは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。マイナンバーカードをお持ちの人やID・パスワード方式の届出を済ませている人は、ご自宅のパソコンやスマートフォンからe-Taxで申告書の送信ができます。

●本年から、スマートフォンカメラで源泉徴収票の読み取りができ、源泉徴収票に記載の金額などを「確定申告書等作成コーナー」へ自動反映できるなど、スマートフォン申告が一層便利になりました。

詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

問 合 先 加古川税務署 ☎421-2951 ※自動音声でご案内します。